

自然環境部会の活動概要

1 令和2年度の部会開催状況

月 日	議 事 等
令和2年9月11日 (書面)	1 県指定沓掛鳥獣保護区特別保護地区の再指定について 2 県指定鹿ヶ瀬・黒谷鳥獣保護区特別保護地区の再指定について 3 県指定鈴鹿国定公園鳥獣保護区特別保護地区の再指定について
令和2年10月27日	1 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想の変更について
令和2年12月22日	1 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想の変更案について 2 ハマエンドウ生育地保護区(2か所)の指定案について

2 令和3年度の部会審議予定

(1) 令和3年9月頃

- 第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について
- 滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画の策定について
- 滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画の策定について

1 鳥獣保護区制度の概要

鳥獣保護区は、鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定されます。鳥獣保護区は、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類があります。

環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める地域を特別保護地区に指定することができます。

鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制されます。

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第28条)	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	・狩猟が認められない。	20年以内 (期間は更新可能)
特別保護地区 (法第29条)	鳥獣保護区内の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・木竹の伐採 ※1ha以下の埋立、干拓や住宅の設置など鳥獣の保護に支障がない行為として政令に定める不要許可行為がある。	鳥獣保護区の存続期間の範囲内

(以上「環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室ホームページ」より抜粋)

なお、滋賀県では、現在、鳥獣保護区を46箇所、同特別保護地区を14箇所指定しています。

2 沓掛鳥獣保護区特別保護地区の概要

所在地	滋賀県長浜市
面積	51ha
位置図	別添のとおり
再指定期間	令和2年11月1日から令和12年10月31日
初回指定日	昭和60年11月1日(以降平成2年、12年、22年と再指定)

3 鹿ヶ瀬・黒谷鳥獣保護区特別保護地区の概要

所在地	滋賀県高島市
面積	107ha
位置図	別添のとおり
再指定期間	令和2年11月1日から令和12年10月31日
初回指定日	昭和60年11月1日(以降平成2年、12年、22年と再指定)

4 鈴鹿国定公園鳥獣保護区特別保護地区の概要

所在地	滋賀県東近江市、甲賀市
面積	233ha
位置図	別添のとおり
再指定期間	令和2年11月1日から令和12年10月31日
初回指定日	昭和60年11月1日（以降平成2年、12年、22年と再指定）

令和2年度 再指定を行う鳥獣保護地区特別保護地区



滋賀県ビオトープネットワーク長期構想の変更（概要）

～野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化に関する長期構想



1 長期構想の目的 P.4～P.6

野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化に関する長期的な方針を定め、重点的に推進すべき区域を設定し、方針を実現するための方策を示す。

2 長期構想の位置づけ・期間 P.7～P.9

(1) 位置づけ

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第9条に基づき策定

(2) 期間

2008年度～2050年度までのおおむね50年間

(3) 点検

対応すべき課題や取組の進捗状況をおおむね10年ごとに点検

3 長期構想の目標達成に向けた進捗（2008年～現在）

【ビオトープ保全】自然公園、鳥獣保護区の指定等により保全が図られているが、減少傾向にある種もある。

【ビオトープ再生】ヨシの再生、外来種対策等により一定の再生が図られているが、更なる再生の取り組みが必要である。

【ネットワーク化】ネットワーク化が一定図られているが、存続が危ぶまれる種が増加しており、生態回廊の生育空間としての重要性が高まっている。

P.9～P.10

4 ビオトープの現状と課題 P.14～P.24

- ・気候変動の影響、ヒトの自然への働きかけの縮小等による生息・生育環境の劣化消失
- ・ニホンジカ等の生息増・生育域拡大による植生の衰退、土壌流出
- ・外来種の侵入・拡大 等

5 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化に関する方針 P.10～P.32

(1) ビオトープの類型化

ビオトープタイプ分類（7種）の現状と課題を整理

- ①琵琶湖水域 ②湖岸域・内湖 ③河川・河畔林域
- ④自然林・二次林 ⑤植林域 ⑥田園域 ⑦市街地域

(2) 長期構想の目標 1

- ・ビオトープの保全・再生・ネットワーク化

(3) 保全・再生・ネットワーク化の方針

各ビオトープタイプごとに将来像を設定



ビオトープネットワークのイメージ

6 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化を重点的に推進すべき区域 P.43～P.45

(1) 重要拠点区域（コア・エリア）

地域全体の野生動植物が安定して生息・生育できる種の存続を図るために必要なビオトープのまとまりの確保（重要拠点区域の範囲の見直し）

高時川源流部、伊吹、壺仙、鈴鹿、安土、田上・信楽、三上、比叡・石山、堅田丘陵、比良・朽木、野坂山地、奥琵琶湖、西の湖、湖北湖岸、湖西湖岸、湖東湖岸

(2) 生態回廊（エコロジカル・コリドー）

生態回廊（河川）は生物の生息環境であるとともに重要拠点区域間を繋ぐ移動経路

- ・生態回廊として重要な河川（野洲川、日野川、愛知川、犬上川、芹川、姉川、高時川、安曇川、瀬田川、大戸川、天野川、知内川、大同川・伊庭内湖、余呉川）（4河川）を追加

7 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化を図るための方策 P.80～P.98

① 長期構想に配慮した事業の実施

- ・生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）

② 自然再生のための事業の実施

- ・社会経済活動へ生物多様性保全の組み込み（生物多様性の主流化）

③ 自然環境の調査・情報管理・評価 ④ 野生動植物種の個体の保護

⑤ 生息・生育環境を保全するための保護区の適正配置 ⑥ 鳥獣による農林被害等の防止

⑦ 各主体の取組の促進

滋賀県ビオトープネットワーク長期構想の変更（概要）

長期構想の目的

- 野生動植物の安定した生存や減少からの回復を図るためには、奥山、丘陵地、里地里山、琵琶湖などにおいて、好適な生息・生育空間（ビオトープ）を十分な規模で備えた面的な広がりを持つ地域を中核としながら、それらの地域どうしが河畔林を含む河川や湖岸等の線的に伸びる生息・生育空間の持つ生態回廊（エコロジカル・コリドー）としての役割を介して結びつけることにより、生息・生育空間の「ネットワーク化」を図ることが必要である。



ビオトープネットワークのイメージ（引用：(財)日本生態系協会）

- このため、平成 18 年（2006 年）3 月に制定された「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」の第 9 条では、「県は、野生動植物種の個体の生息および生育の環境の保全および再生ならびにネットワーク化に関する長期的な構想を策定すること」とされた。
- 長期構想は、「第五次滋賀県環境総合計画」（平成 31 年（2019 年）3 月策定）、「琵琶湖保全再生計画」（平成 29 年 3 月策定）、「生物多様性しが戦略」（平成 27 年（2015 年）3 月策定）等と整合したものとし、自然環境の重要な構成要素であるビオトープの 2050 年頃の望ましい将来像を示す。
- 長期構想で示した将来像について、県、市町、県民・NPO、事業者等の間で幅広く共有し、具体的な取組につながる契機となることを目指す。

長期構想の目標

- (1) ビオトープの保全
- (2) ビオトープの再生
- (3) ビオトープのネットワーク化

ビオトープの現状と課題

(1) ビオトープの保全

- ・森林域から琵琶湖にかけて野生動植物の好適な生息・生育空間を十分な規模で持つ地域の多くは、自然公園、鳥獣保護区等に指定され、生息・生育地の保護が図られている側面がある。しかし、保護区域の外側における開発行為の実施や、増えすぎた野生鳥獣による農林水産業被害、とりわけニホンジカによる下層植生の破壊、さらには気候変動等による生息・生育環境の悪化が生じており、こうした変化に対応した保全の取組が必要である。

(2) ビオトープの再生

- ・琵琶湖における侵略的外来魚・水生植物の駆除や、湖岸におけるヨシ群落の再生、森林域における有害鳥獣の駆除などにより、野生動植物の良好な生息・生育空間の劣化傾向に歯止めをかけ、再生させる取組が必要である。さらに、人と自然との関わりの減少による里地・里山における生息・生育環境の悪化傾向も指摘されており、ビオトープの再生を目指した人と自然の新しい関係のあり方の模索・検討が求められる。

(3) ビオトープのネットワーク化

- ・重要拠点区域と琵琶湖をつなぐネットワーク化が一定図られているが、河川や河畔林の環境変化により生態回廊の生息・生育空間としての重要性が高まっている。

重点的に推進すべき区域

(1) 「重要拠点区域」

主として陸域に焦点を当て、野生動植物の好適な生息・生育環境が十分に面的にまとまって存在する区域を「重要拠点区域」として選定。

重要拠点区域の見直し

- 1 高時川源流部 2 伊吹 3 霊仙 4 鈴鹿 5 安土 6 田上・信楽
7 三上 8 比叡・石山 9 堅田丘陵 10 比良・朽木 11 野坂山地
12 奥琵琶湖 13 西の湖 14 湖北湖岸 15 湖西湖岸 16 湖東湖岸

※下線部は範囲を見直した箇所

(2) 「生態回廊」

野生動植物が移動・分散が可能なように、重要拠点区域の間を回廊状の生息・生育空間として連続的につなぐ役割（生態回廊）に期待できる河川として選定。

生態回廊の追加

- 1 野洲川 2 日野川 3 大同川・伊庭内湖 4 愛知川 5 犬上川
6 芹川 7 天野川 8 姉川 9 高時川 10 余呉川
11 知内川 12 安曇川 13 瀬田川 14 大戸川

※下線部は追加した河川

1. 自然環境の調査・情報管理・評価

- ・滋賀県の野生動植物の生息・状況については「生きもの総合調査」により継続的に調査し、その成果を5年ごとに公表する。
- ・生きもの総合調査や希少野生動植物調査監視指導員および被害防除推進員からの報告を集約・活用して、長期構想の点検・見直しに活かす。

2. 生息・生育環境を保全するための保護区の適正配置

- ・重要拠点区域および生態回廊における野生動植物の生息・生育環境が維持されることを担保するため、自然公園や鳥獣保護区の区域の見直しや、生息・生育地保護区や自然環境保全地域の設置に努める。

3. 希少野生動植物種の個体の保護

- ・指定希少野生動植物種や国内希少野生動植物種、天然記念物に指定された種の捕獲・採取を防ぐための監視・パトロールに努める。保護増殖指針を策定した種について、指針に沿った保護活動を実施し、多様な主体と連携しながら域内保全・域外保全を積極的に進める。

4. 侵略的外来種の適切な管理

- ・特定外来生物や指定外来種に対して現状把握と適切な防除を行う。国や県の外来種リスト掲載種についても、侵略性が高いと評価される種について、適切な管理に努める。

5. 長期構想に配慮した事業の実施

- ・開発事業については、「公共事業環境こだわり指針」や環境アセスメント制度に基づき、野生動植物の生息・生育地の保全に対する適切な配慮を促進。
- ・防災・減災と多様な自然生態系の保全との両立、生態系を活用した防災・減災（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction : Eco-DRR）など生態系の持つ機能を積極的に活用。

6. 自然再生のための事業の実施

- ・ビオトープタイプごとに、野生動植物の生息・生育環境の再生を図る事業の実施。

7. 鳥獣等による被害の防止

- ・ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カワウによる農林水産業および生活環境、生態系等への被害防止を推進。

8. 各主体の取組の促進

- ・各主体の取組行動が環境に深く関わっていることを認識するとともに、自らの事業活動に伴って発生する生物多様性への負荷を低減するために必要な措置を講じるなど、生物多様性の保全と持続可能な利用を各主体の取組や事業活動に組み込むこと（生物多様性の主流化）を推進。
- ・県民、NPO、事業者等の各主体が、それぞれの立場から、自主的、主体的に取り組むための技術的な助言、情報の提供その他支援策を講じる。

9. 国・市町への要請

- ・国に対してはより広域の視点から、市町に対してはより地域の特性を生かした立場から、県内公共事業等での配慮を求め、長期構想の円滑な推進への協力を要請。

10. 近隣府県との連携

近江舞子ハマエンドウ生育地保護区保護指針

1 名称

近江舞子ハマエンドウ生育地保護区

2 指定の区域

滋賀県大津市南小松 1095 番 9 の一部、1095 番 10 の一部、1095 番 22 の一部

3 指定に係る希少野生動植物種

ハマエンドウ

4 指定の区域の保護に関する指針

(1) 指定の目的

本区域には、海浜性で琵琶湖岸の砂浜環境に分布するハマエンドウの生育が確認されている。ハマエンドウは、現在、滋賀県レッドデータブック 2015 年版で絶滅危惧種と評価され、さらに指定希少野生動植物種に指定されており、本種が良好な状態で生育している場所は県内では数少ないことから、本種の保護と琵琶湖岸を特徴づける砂浜の生態系の保全を図る上で、本区域を希少野生動植物種でもある本種の生育地保護区に指定する。

(2) 指定に係る希少野生植物種個体の生育のために確保すべき条件

当該地域の指定に係る希少野生動植物種は、琵琶湖岸の砂浜環境に適応したものである。このため、当該区域の土地利用の変化や植生の遷移を防ぎ、現状の砂浜環境と周辺を含めた植生を維持する必要がある。

(3) 生育条件の維持のための環境管理の指針

■ 土地の形質の変更、鉱物の採掘または土石の採取

本区域においては、指定にかかる希少野生動植物種が生育できる砂浜の環境を維持するため、砂浜の維持管理、周辺を含めた植生や野生動植物の生息・生育状況の調査、その他指定にかかる希少野生動植物種の保護に支障のないものを除き、土地の形質の変更および鉱物の採掘または土石の採取を行わないものとする。

■ 環境管理

個体の採集等、条例違反行為に対する巡視を行うほか、土地の所有者、地元の南小松自治会、本種の生態や保全に詳しい専門家と協議しながら、指定に係る希少野生動植物種の良好な生育環境の維持に努めるものとする。

※ 参考文献

- 葛山博次・鈴木義忠 (2016) ハマエンドウ. In: 滋賀県いきもの総合調査委員会 (編) 滋賀県で大切にすべき野生生物 - 滋賀県レッドデータブック 2015年版. p.94. サンライズ出版, 彦根.
- 大谷一弘 (2016) 61 比良川河口のハマエンドウ群落. In: 滋賀県自然環境研究会 (編) 滋賀県特定植物群落調査報告書 - 社叢林・草原・湿原・沈水植物編.

**近江舞子ハマエンドウ
生育地保護区の区域図説明表**

番号	概要
①－②	道路界に一致し、沿道交差点地点②から8m離れた地点①を結ぶ線(ただし、道路を含まず)
②－③	道路界に一致し、沿道交差点地点②から8m離れた地点③を結ぶ線(ただし、道路を含まず)
③－④	②－③の道路界に直交し、地点③から8m離れた地点④を結ぶ線
④－①	地点④と地点①を結ぶ線

番号	概要
⑤－⑥	⑤－⑩の道路界に直交し、⑨－⑩の道路界から5mの距離を取り、地点⑤から10m離れた地点⑥を結ぶ線
⑥－⑦	道路交差点⑩地点から14.9m離れた地点で⑨－⑩道路界と直交し、近江舞子内湖側に8mはなれた地点を⑦地点とする。地点⑥と地点⑦を結ぶ線
⑦－⑧	⑨－⑩の道路界に直交し、地点⑨から近江舞子内湖側に4.6m離れた地点を地点⑧とする。地点⑦と地点⑧を結ぶ線
⑧－⑨	地点⑧と道路交差点北西側の地点⑩から35m離れた地点⑨を結ぶ線
⑨－⑩	道路界に一致し、⑨地点と⑩地点を結ぶ線(ただし、道路を含まず)
⑩－⑤	地点⑩と地点⑤を結ぶ線

和邇今宿ハマエンドウ生育地保護区保護指針

1 名称

和邇今宿ハマエンドウ生育地保護区

2 指定の区域

滋賀県大津市和邇今宿 13 番 3 の一部

3 指定に係る希少野生動植物種

ハマエンドウ

4 指定の区域の保護に関する指針

(1) 指定の目的

本区域には、海浜性で琵琶湖岸の砂浜環境に分布するハマエンドウの生育が確認されている。ハマエンドウは、現在、滋賀県レッドデータブック 2015 年版で絶滅危惧種と評価され、さらに指定希少野生動植物種に指定されており、本種が良好な状態で生育している場所は県内では数少ないことから、本種の保護と琵琶湖岸を特徴づける砂浜の生態系の保全を図る上で、本区域を希少野生動植物種でもある本種の生育地保護区に指定する。

(2) 指定に係る希少野生植物種個体の生育のために確保すべき条件

当該地域の指定に係る希少野生動植物種は、琵琶湖岸の砂浜環境に適応したものである。このため、当該区域の土地利用の変化や植生の遷移を防ぎ、現状の砂浜環境と周辺を含めた植生を維持する必要がある。

(3) 生育条件の維持のための環境管理の指針

■ 土地の形質の変更、鉱物の採掘または土石の採取

本区域においては、指定にかかる希少野生動植物種が生育できる砂浜の環境を維持するため、砂浜の維持管理、周辺を含めた植生や野生動植物の生息・生育状況の調査、その他指定にかかる希少野生動植物種の保護に支障のないものを除き、土地の形質の変更および鉱物の採掘または土石の採取を行わないものとする。

■ 環境管理

個体の採集等、条例違反行為に対する巡視を行うほか、土地の所有者、本種の生態や保全に詳しい専門家と協議しながら、指定に係る希少野生動植物種の良好な生育環境の維持に努めるものとする。

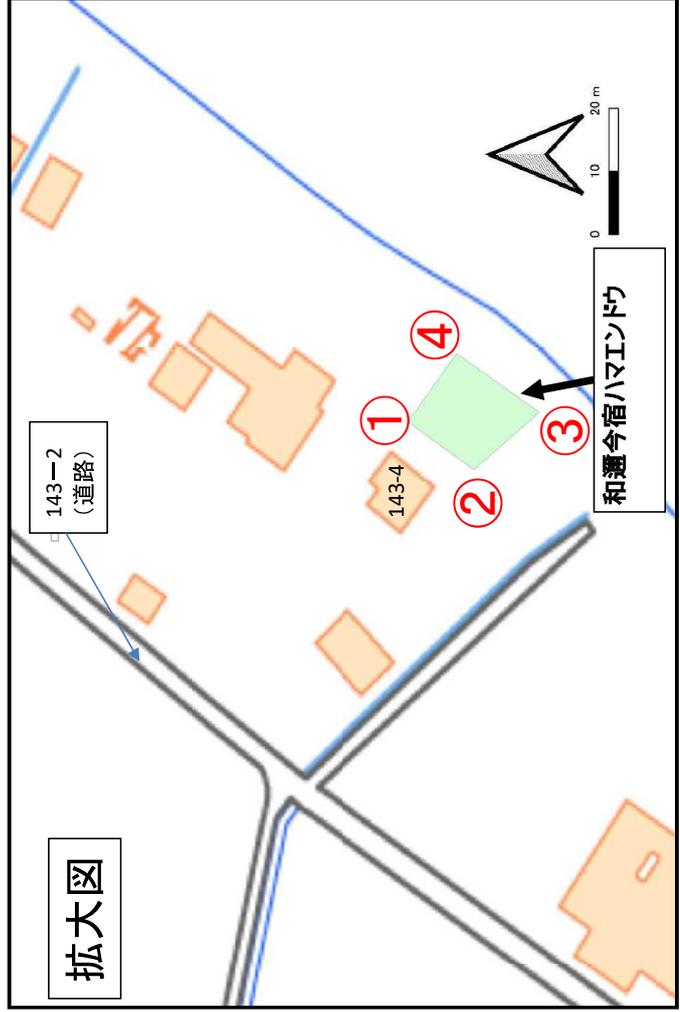
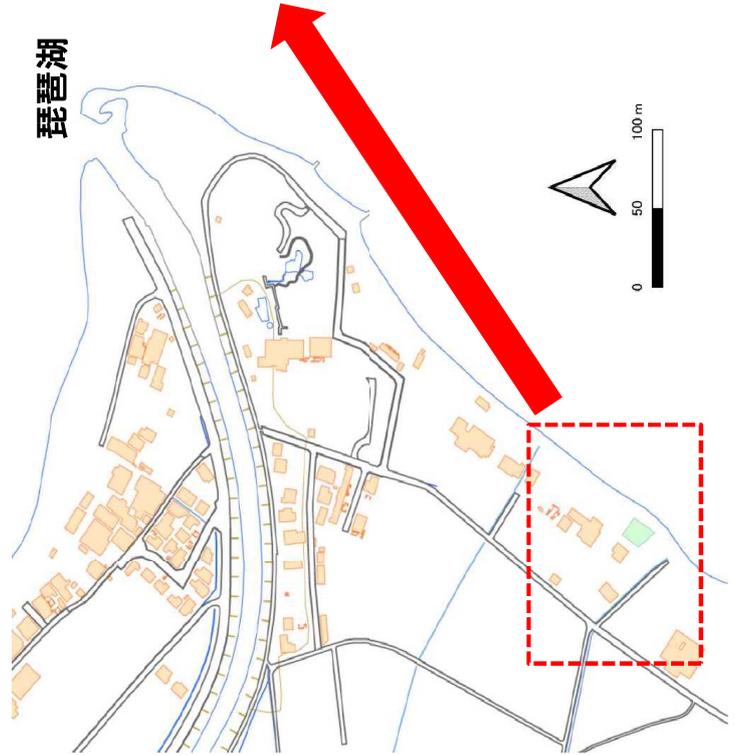
※ 参考文献

葛山博次・鈴木義忠 (2016) ハマエンドウ. In: 滋賀県いきもの総合調査委員会 (編) 滋賀県で大切にすべき野生生物 - 滋賀県レッドデータブック 2015 年版. p.94. サンライズ出版, 彦根.

大谷一弘 (2016) 61 比良川河口のハマエンドウ群落. In: 滋賀県自然環境研究会 (編) 滋賀県特定植物群落調査報告書 - 社叢林・草原・湿原・沈水植物編.

和邇今宿ハマエンドウ 生育地保護区の区域図説明表

番号	概要
①-②	143番41に建つ家屋の北東側の面を湖岸方向へ延長した線と143番4と13番の地番上の線が交差する地点①と地番界上を14m南西方向に地点①から14m離れた地点②とを結ぶ線
②-③	地点②と、同地点から湖岸方向へ14m離れ、地点④から湖岸線と平行に南西方向に17m離れた地点③とを結ぶ線
③-④	地点③と地点④とを結ぶ、湖岸線と平行な線
④-①	地点①から143番4と13番の地番界と直交して湖岸方向に14m離れた地点④と地点①とを結ぶ線



生育地保護区の指定範囲